

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

(1) 現況

本市は、四囲を緑豊かな阿武隈の山並みに囲まれ、100から150メートル以下の低丘陵地、20から30メートル以下の平坦地に区分される。市の中央部には、阿武隈川が南北に貫流しており、山並みを源泉とする9つの1級河川が東西から注いでいる。これらの水源や池沼が農業用水として農業の礎を担っている。

土地条件としては、中心市街地を囲むように約5,000ヘクタールの農地が広がっている。水田面積においては、20アール区画以上の整備率が8割を超え、県内でも比較的温暖な気候と水資源により、農業生産の約半数は水稲であり、その他水田を活用した転作作物の生産を行っている。また、山並みに囲まれた盆地形状のため、傾斜地を利用した農業生産も行われている。

市の農業特性として、以前より農薬・化学肥料節減栽培米の生産に取り組み、安全で自然環境の保全に配慮した農業を目指している。

生産条件としては、農業者の高齢化はもとより、市の農家総数の8割以上が第2種兼業農家である現状から、国土の保全、水源かん養等の低下が懸念されている。

以上のことから、今後、環境保全に配慮した農業施策を推進しつつ、自立経営体の育成・確保と、土地水利条件を踏まえた土地利用による農地集積の促進を行い、農地や農業用施設については、維持管理及び長寿命化と、傾斜地等の農業生産条件の不利地域においては、農地の有効活用を図っていく必要性がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、法第3条第3項第1号及び第2号に規定する事業を推進するとともに、同項第3号に掲げる事業も併せて行うよう働きかけることにより、環境負荷の軽減に配慮した農業生産方式を普及することにより、生物多様性を保全し、多面的機能の発揮の促進を図ることとする。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	角田市内	法第3条第3項第1号、第2号及び第3号に規定する事業
②		
③		

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号に掲げる事業にあたり市長が定める事項は、別紙1のとおりとする。